8　公共料金などの割引、優遇制度

（１）障害者交通費助成事業（タクシー助成）

問合せ先　福祉課総務高齢班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が、外出時にタクシーを利用する場合、タクシー料金の一部を助成します。チケット制です。
※手帳による１割引と同時に利用できます。乗車時は手帳を運転手へ提示ください。

○対象となる方

重度障害者：身体障害者手帳１級又は２級、療育手帳Ａ１又はＡ２を所持する方
障　害　者：身体障害者手帳３級、療育手帳（Ｂ１またはＢ２）、精神障害者保健福祉手帳を所持する方

○助成内容

重度障害者：８００円上限券×７２枚
障　害　者：３割券（上限８００円）×７２枚
※人工透析を受けられている方は最大１４４枚、特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方については最大１０８枚交付

○配車に関する問い合わせは、下表の電話番号までお問い合わせください。

雲仙市タクシー協力事業者一覧

旧町名	会社名	電話番号
国見町	国見港湾観光タクシー	0957-78-3246 ／ 0120-324-639
	本多観光バス・タクシー国見営業所	0957-78-3777 ／ 0120-772-923
瑞穂町	瑞穂タクシー	0957-77-3161
吾妻町	Azuma 介護タクシー	090-6069-1365
愛野町	エキマエタクシー愛野営業所	0957-36-0039
	愛の福祉タクシー	0957-36-2554
	ケアタクシーほっと	0957-36-0332
千々石町	今坂タクシー	0957-37-2021 ／ 0120-103-995
小浜町	小浜温泉タクシー	0957-74-3177 ／ 0120-743-178
	小浜観光タクシー	0957-74-2619 ／ 0120-372-619
	平成観光雲仙営業所	0957-73-2010
	福祉タクシーあさひ	090-4513-3382 ／ 0800-200-2945
南串山町	南串タクシー	0957-88-2033

タクシー利用券交付事務における
フローチャート（７０歳未満）

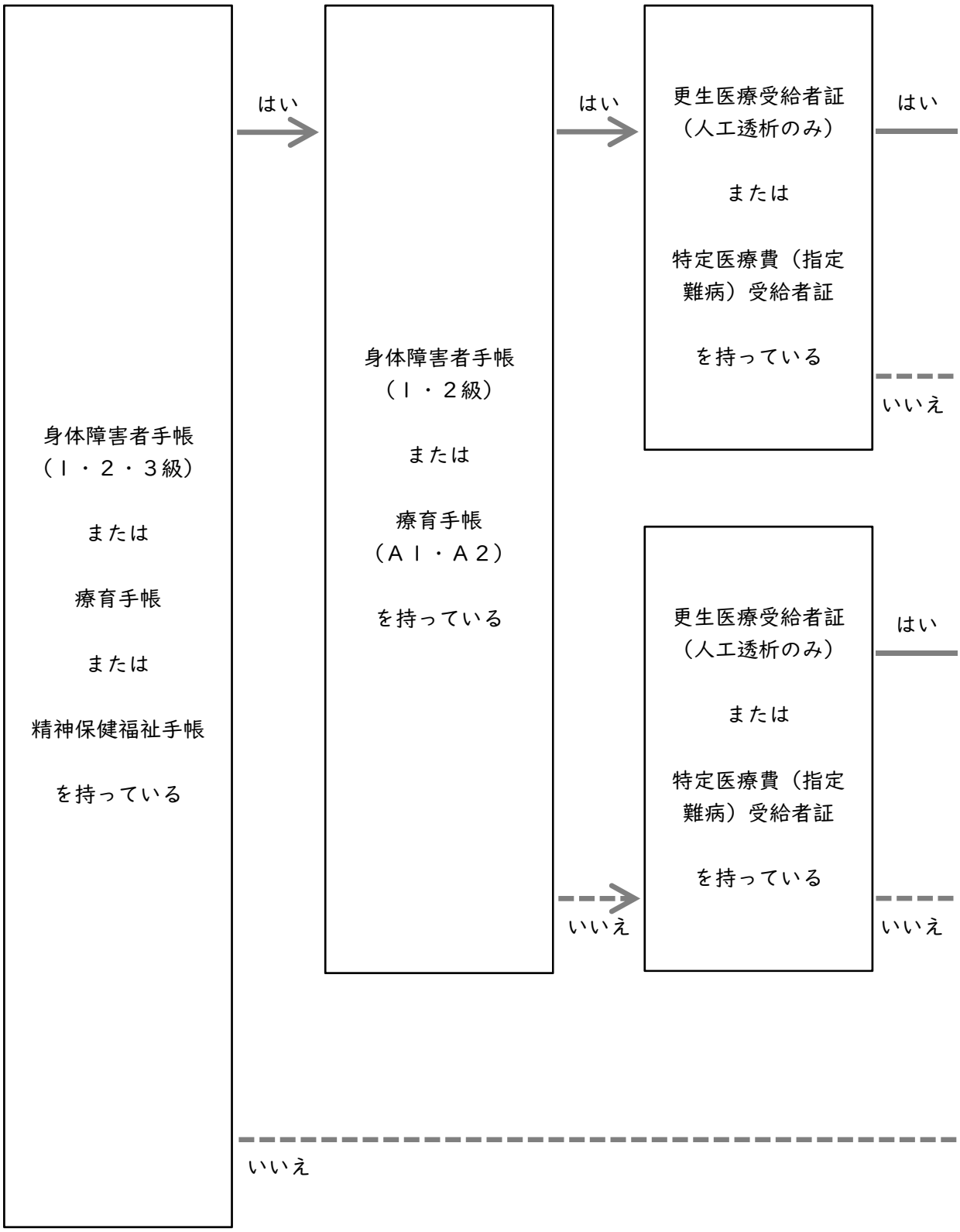

①年度途中で対象者となった場合（手帳取得・転入）

⇒　対象となった月から年度末までの月数×６枚

②特定医療費（指定難病）受給者証所持者は対象となった月から追加交付可能

⇒　対象となった月から年度末までの月数×３枚

Ｒ４改訂

○タクシー会社：５９ページの指定タクシー利用会社に限ります。

更生医療受給者証 （人工透析のみ） オレンジ色 重度障害者（７２枚） ＋追加（最大７２枚）	特定医療費 （指定難病）受給者証 オレンジ色 重度障害者（７２枚） ＋追加（最大３６枚）

オレンジ色
重度障害者（７２枚）

更生医療受給者証 （人工透析のみ） りんどう色 障害者（７２枚） ＋追加（最大７２枚）	特定医療費 （指定難病）受給者証 りんどう色 障害者（７２枚） ＋追加（最大３６枚）

りんどう色
障害者（７２枚）

対象者ではありません

③更生医療受給者証（人工透析のみ）所持者(※)は対象となった月から追加交付可能
（※特定疾病療養受療証（通称マルチョウ）所持者でも可）

⇒　対象となった月から年度末までの月数×６枚

タクシー利用券交付事務における
フローチャート（７０歳以上）

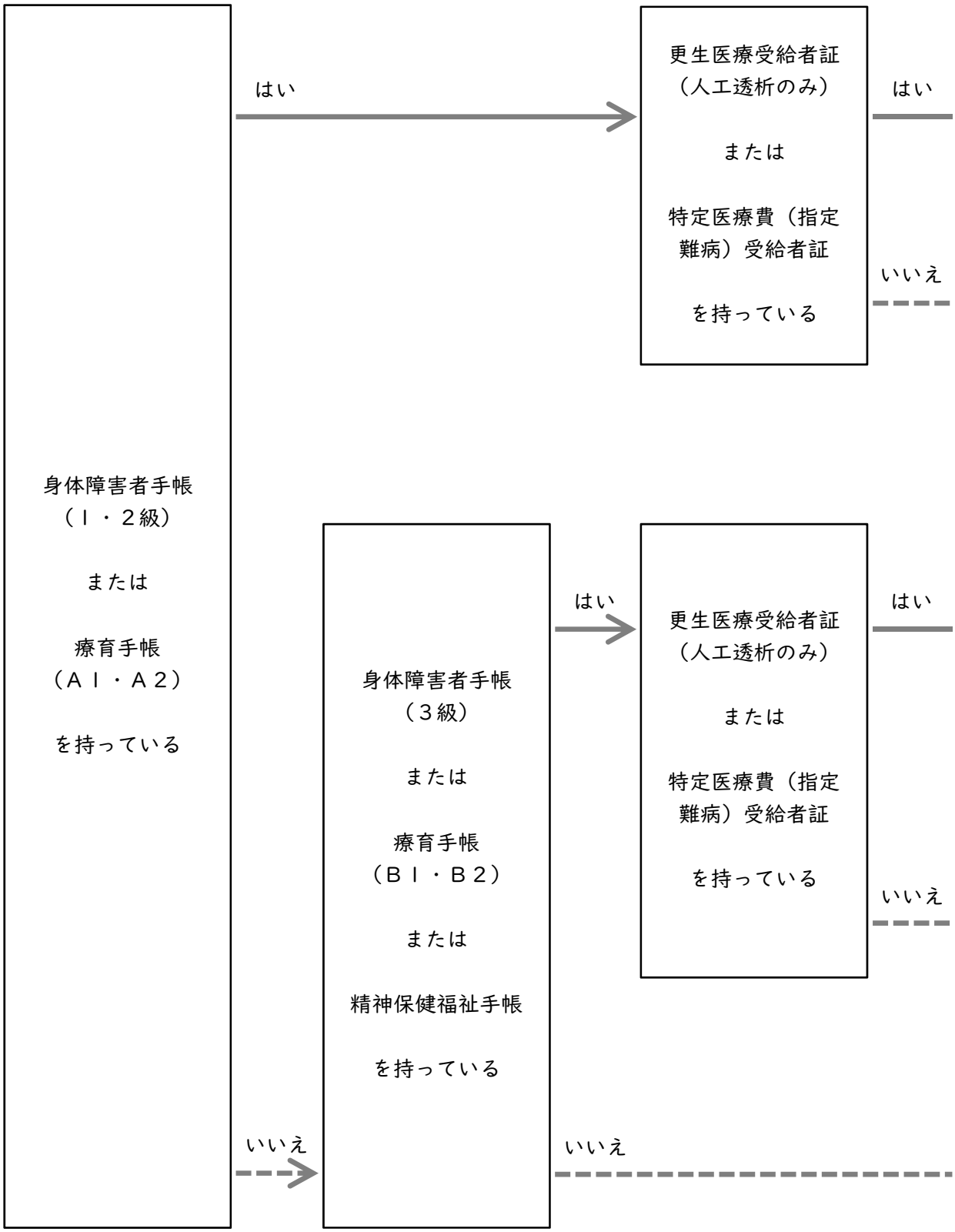

①年度途中で対象者となった場合（誕生日・転入）

⇒　対象となった月から年度末までの月数×６枚

②運転経歴証明書所持者、特定医療費（指定難病）受給者証所持者は対象となった月から追加交付可能

⇒　対象となった月から年度末までの月数×３

Ｒ４改訂

○タクシー会社：５９ページの指定タクシー利用会社に限ります。

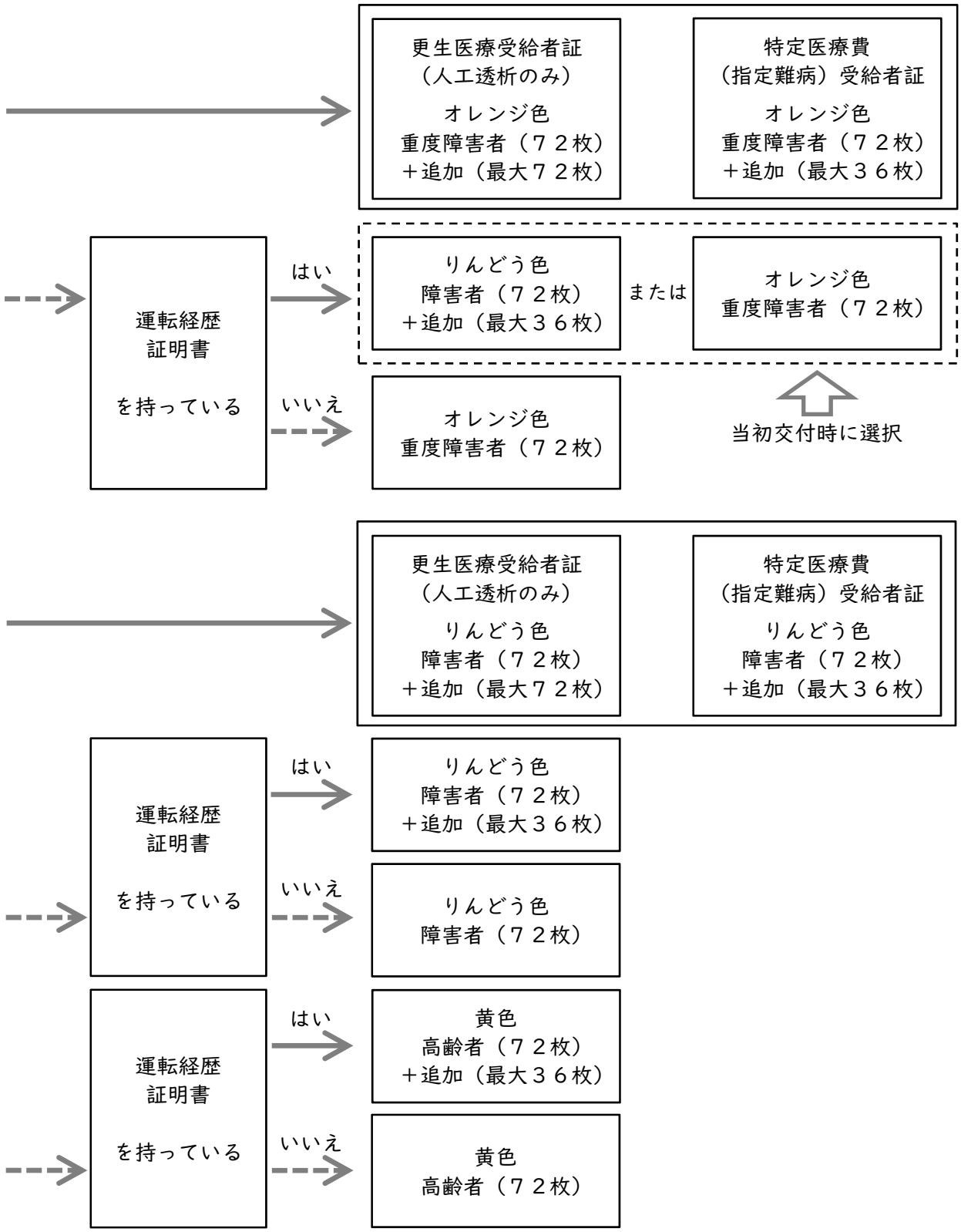

③更生医療受給者証（人工透析のみ）所持者(※)は対象となった月から追加交付可能
（※特定疾病療養受療証（通称マルチョウ）所持者でも可）

⇒　対象となった月から年度末までの月数×６枚

④年度途中で障害者手帳を取得した方のうち、既にタクシー券の交付を受けていた方

⇒　残り全てのタクシー券を返却することで返却枚数分の交付が可能（選択式）